

平成28年12月16日に、企業会計基準委員会より実務対応報告33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」(以下、「リスク分担取扱い」という)、改正企業会計基準26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という)、改正企業会計基準適用指針1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下、「制度移行適用指針」という)(以下、これらをまとめて「実務対応報告等」という)が公表され、「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」および「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令」の施行日である平成29年1月1日以後適用されている。本稿では、リスク分担型企業年金の

はじめに

特徴および実務対応報告等の内容を踏まえ、今3月決算で留意すべき事項を解説する。

なお、本文中の意見に関する箇所は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

リスク分担型企業年金の特徴

リスク分担型企業年金の最大の特徴は、財政悪化リスク相当額を算定したうえで、事業主である企業が拠出するリスク対応掛金額および毎事業年度における財政状況に応じた加入者への給付の調整額によって、そのリスクを分担する点にある(図表1参照)。

リスク分担型企業年金において、加入者の給付水準は財政状況の変動に応じて調整されるが、企業は固定

IV

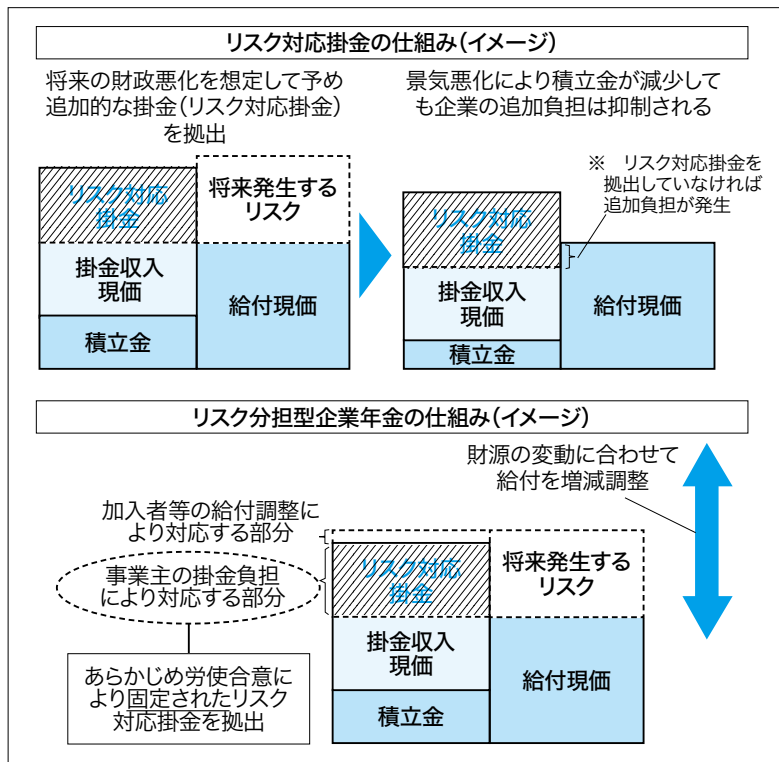
会計上の分類判断は慎重に検討を リスク分担型企業年金の 会計処理・開示のポイント

新日本有限責任監査法人
公認会計士 加藤 圭介

額であるリスク対応掛金額を拠出することにより、基本的には、将来に

おける追加拠出のリスクを負わないものとされている。ただし、企業と加入者の負担する範囲については、労使合意により柔軟に定めることが認められており、企業ごとに異なる可能性がある。このため、会計処理等の検討にあたっては、年金規約等により、リスク分担型企業年金の導入時に企業と加入者との間で合意したリスク分担の内容を十分に確認する必要がある。

(図表1) リスク対応掛金およびリスク分担型企業年金のしくみ



(出所) 厚生労働省「確定給付企業年金制度の主な改正(平成29年1月1日施行)」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>)の「確定給付企業年金の改善」